

## 第22回西和賀町議会臨時会

令和4年11月28日（月）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は10名であります。高橋輝彦君から欠席、柳沢安雄君から遅刻の旨の届出があり、これを受理しております。会議は成立しております。

ただいまから第22回西和賀町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、4番、高橋和子君、5番、高橋到君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

本日の臨時会に出席を求めました内記町長及び柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任した旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、刈田哲彦。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。健

康福祉課長、新田由香里。観光商工課長、佐藤太郎。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上であります。

議長 ここで、町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

内記町長。

町長 おはようございます。臨時議会、よろしくお願いいたします。

私から4項目について行政報告を申し上げます。

最初に、公用車の事故に伴う損害賠償に係る専決処分について報告いたします。本年1月15日、湯本地内において、建設課所管の除雪車が除雪作業中バックしたところ、後方確認が不十分なため、NTT所有の電柱に接触し、当該電柱を損傷したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を行いました。事故に伴う町の損害賠償金額は34万3,773円となり、全額を保険金により支払うものであります。

詳細につきましては、議会宛の報告書に記載しておりますので省かせていただきますが、公用車の運行に当たっては、安全確認を徹底するなどの注意を行い、その後の事故防止に努めてきたところであります。

次に、明治安田生命保険相互会社様より、「私の地元応援募金」の寄附の申出があり、ありがたくこの寄附をいただいておりますことを報告いたします。この「私の地元応援募金」は、明

治安田生命の従業員の方々からの“ゆかりのある地元への募金”ということで、昨年に続き2回目であります。今後の町の施策に有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、国道107号大石地区の通行止め解除に係る報告をいたします。昨年5月に発生した地滑りのため、全面通行止めとなっていた大石地区の国道107号ですが、仮橋を含む仮設道路工事がこのほど完成し、明後日、11月30日、午前11時から通行が再開されることになりました。

あわせて、通行止めにより営業を休止していた道の駅錦秋湖も同時刻に営業を再開する運びとなりましたことを報告いたします。

この間、早期の通行再開に向けて鋭意取り組んでいただいた岩手県、そして国など関係者の皆様に感謝申し上げます。また、長期間にわたりご不便をおかけしていた町民の皆様にも、このような報告ができることを大変うれしく思っております。

今後は、本復旧であるトンネル化工事の早期完成、供用開始を目指し、引き続き関係機関への要望活動などに取り組んでいきたいと考えております。

なお、仮設道路の供用開始に合わせて、秋田自動車道湯田インターチェンジ・北上西インターチェンジ間の無料措置は終了いたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種及び感染症への対応について報告いたします。町民の皆様には、日頃から基本的な感染対策の徹底にご協力をいただいていることに感謝申し上げます。オミクロン株対応のワクチン接種については、町内の医療機関のご協力をいただき、10月17日から個別接種、11月12日から集団接種を開始しております。また、10月21日からは、前回のワクチン接種からの接種間隔が5か月から3か月に短縮されております。

5歳から11歳までの小児を対象とした3回目のワクチン接種については、11月20日に実施し、そして12月21日に個別接種を予定しております。

6か月から4歳までの乳幼児を対象とした1回目から3回目のワクチン接種については、12月21日から個別接種を開始する予定です。

引き続き、対象者の皆様には、ワクチン接種の情報を提供してまいりたいと考えております。

続いて、感染症への対応についてであります。県内の感染状況は、11月に入り1日当たりの新規感染者数が最多を更新し、高齢者施設や医療施設、学校でのクラスターが多数確認されており、医療現場に係る負荷が高まっております。町内においても、複数の高齢者施設でクラスターが確認されるなど新規感染者が増加しており、さらなる感染の拡大が危惧されております。

同時流行が懸念されるインフルエンザにも有効ですので、手洗いや場面に応じた適切なマスクの着用など、緊張感を持って日々の健康管理の徹底をお願いします。また、室内での換気や湿度の調整を心がけていただくようお願いいたします。

これから集まりの機会が多くなる季節を迎えますので、オミクロン株対応ワクチン接種を希望する方は、接種していただきますようよろしくをお願いします。

私から、以上4項目についての行政報告であります。どうぞよろしく願いいたします。

議長　これで行政報告を終わります。

続いて、日程第3、議案第1号　令和4年度西和賀町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました議案第1号　令和4年度西和賀町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、エネルギー等の価格高騰により、影響を受けている町内の生活者、事業者に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、その負担の軽減と安心を確保するための関係予算並びに庁舎等

改修事業費の調整をしようとするものであります。

1 ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億917万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,365万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、第2表、地方債補正のとおり、庁舎等改修事業費として1,200万円を追加し、限度額を変更するものであります。

主な補正の内容は、庁舎等改修事業1,209万9,000円、介護事業所等電力・ガス・食料品等価格高騰対策支援事業990万円、西和賀町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業5,186万1,000円、にしわが子育て世帯臨時特別給付金給付事業1,357万円、商工振興費臨時事業3,364万5,000円等を増額し、林構施設管理運営費2,744万9,000円を減額するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 おはようございます。それでは、補正予算の詳細について説明します。

初めに、歳出から説明いたします。8 ページを御覧ください。2 款 1 項 5 目財産管理費、庁舎等改修事業1,209万9,000円は、建物解体費及び建物の解体に伴う発生材の増が見込まれることから増額するものです。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、介護事業所等電力・ガス・食料品等価格高騰対策支援事業990万円の増額は、エネルギー等の価格高騰に直面する介護、福祉、医療事業所等を対象に、燃料費、光熱費、食材費の前年からの高騰分をサービス利用の利用実績などに応じて給付金を

給付することで事業者の負担を軽減し、安定した事業運営が維持できるよう支援するものです。

西和賀町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業5,186万1,000円の増額は、給付金の給付事務に要する経費として、3 節職員手当等、10 節需用費、11 節役務費、12 節委託料、合わせて118万1,000円。19 節扶助費の5,068万円は、エネルギー等の価格高騰に直面する住民税非課税世帯等への支援対策として、1 世帯当たり5万円を給付するものです。

あわせて、住民税非課税世帯のうち、高齢者世帯や障害者世帯、独り親世帯への支援対策として、県が実施する3,000円の給付に町が3,000円をかさ上げし、1 世帯当たり6,000円を給付するものです。また、県の対象外となる住民税非課税世帯についても、町独自で6,000円を給付することにより支援するものです。

9 ページを御覧ください。2 項 1 目児童福祉総務費、にしわが愛児会補助事業68万4,000円の増額は、エネルギー等の価格高騰に直面する民間保育事業者の負担を軽減し、安定した事業運営が維持できるよう支援するものです。

にしわが子育て世帯臨時特別給付金給付事業1,357万円の増額は、給付金の給付事務に要する経費として、3 節職員手当等、10 節需用費、11 節役務費、合わせて32万円。19 節扶助費の1,325万円は、エネルギー等の価格高騰に直面する子育て世帯への支援対策として、県が実施する1万5,000円の給付に町が1万円をかさ上げし、2万5,000円を給付するものです。あわせて、県の対象外となる高校生及び基準日以降の新生児のいる世帯についても、町が独自に2万5,000円を給付することにより支援するものです。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、新型コロナウイルス感染症対策費300万円の増額は、介護、福祉施設、配食サービスを提供する事業者の新型コロナウイルス感染症対策として必要な備蓄品を町が購入し、各施設に配布するものです。

2 目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業746万1,000円の増額は、オミクロン株に対応したワクチン接種及び乳幼児等への接種に係る経費を見込み、7 節報償費、10 節需用費、11 節役務費、12 節委託料について、それぞれ増額するものです。

10 ページをお開きください。6 款 2 項 4 目林業者施設費、林構施設管理運営費2,744万9,000円の減額は、焼地台公園オロセの吊橋塗装工事の事業実施に向けた再設計を行ったところ、物価高騰の影響から予算額を大きく上回る設計額となったこと等に伴い今年度の事業を見送り、減額するものです。また、焼地台公園遊具更新工事については、事業が完了したことに伴い減額するものです。

7 款 1 項 2 目商工振興費、商工振興費臨時事業3,364万5,000円の増額は、エネルギー価格高騰対策の給付事務に要する経費として、1 節報酬、4 節共済費、8 節旅費、合わせて54万5,000円。18 節負担金、補助及び交付金3,310万円は、エネルギー等の価格高騰により影響を受けている中小事業者に対し給付金を給付し、事業継続を下支えしようとするものです。具体的には、中小事業者を対象に、燃料費、光熱費の前年からの高騰分に対し、2 分の 1 を給付するもので、前年同期間と比較して燃料費等が5万円以上増加している場合、その差額の2 分の 1 を給付し、給付額の上限を30万円とするものです。

10 款 4 項 3 目図書館費236万円の増額は、図書室の感染症対策として、図書除菌機及びサーマルカメラを購入するものです。

11 ページをご覧ください。4 目民俗資料館費24万8,000円、5 目美術館費24万8,000円、5 項 2 目体育施設費74万3,000円の増額についても、感染症対策としてサーマルカメラを購入するものです。

4 項 6 目文化創造館費80万2,000円の増額は、ホール内の感染症対策として、座席の抗菌コー

ティングを業務委託するものです。

次に、歳入の説明ですが、7 ページをお開きください。16 款 1 項 2 目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金719万5,000円の増額と2 項 3 目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費26万6,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の財源として見込むものです。

2 項 1 目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,576万3,000円の増額は、エネルギー等の価格高騰対策支援事業などの財源として見込むものです。

2 目民生費国庫補助金、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費4,643万1,000円の増額と17 款 2 項 2 目民生費県補助金、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業費179万1,000円の増額は、西和賀町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業の財源として見込むものです。

17 款 2 項 2 目民生費県補助金、いわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業費662万円の増額は、にしわが子育て世帯臨時特別給付金給付事業費の財源として見込むものです。

21 款 1 項 1 目繰越金910万6,000円は、補正予算の財源として繰越金を充てるものです。

23 款 1 項 1 目総務債1,200万円の増額は、庁舎等改修事業の財源として地方債を見込むものです。

4 ページをお開きください。第2表、地方債補正になります。庁舎等改修事業費に充てるための過疎対策事業債1,200万円を追加し、限度額を9,670万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。私から1点ほど質問をさせていただきたいと思います。

10ページの歳出です。林構施設管理運営費ということで、今回工事費の高騰によって予算と合わないために減額補正ということの説明をいただきましたが、これはやっぱりオロセ倉のつり橋の塗装工事が必要であったり、公園遊具更新が公園を維持していく上で欠かせない事業だということで予算計上されたものであろうというふうに思っています。特につり橋等は、あそこ人も渡りますので、安全にもかなり影響してくるものかというふうに思いますが、今回工事費が高騰して予算と合わなくなったということは理解しますが、安全上であるとか、そういったところについては、今年度発注をされないで対応しなくて十分なのか、まずその点からお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、林構費の補正について、特につり橋の安全性の問題ということについて私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

橋梁の点検につきましては、国、県の基準に基づいて5年に1度の点検を行っております。現在のつり橋の点検の結果状況については、2018年、今から4年ほど前に結果というものが我々のほうに伝えられているところではあります。竣工後20年を経過しておるつり橋でございますが、経年劣化により、防食機能の劣化自体は認められるということになっております。これは、具体的に言いますと、表面上に若干のさびが出ているというふうな状況が確認されており、鋼材部分につきましては、特段非常に大きな問題があるといったことにはなっておりません。

ただ、予防保全の観点から、20年以上たっているものがございますので、防食機能を回復させるために塗装工を行いたいということで、今

年度予算計上させていただいたところがございます。

いずれ今後につきましては、5年に1度の点検でございますので、来年度の当初予算に点検費につきましては、改めて計上させていただいた上で、状況の確認を改めて行いたいということとともに、資材等の価格の状況をしっかり見据えながら、改めて予算化をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長 高橋宏君。

8番 私も11ページに文化創造館のホール内コーティング業務ということでありますけれども、このコーティングすることによってどれくらい効果が持続するものかという点と、その下の体育施設、サーマルカメラ3台ということだと思っておりますけれども、場所についてお伺いいたします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 おはようございます。銀河ホールの抗菌コーティングですけれども、座席のほうに特殊な薬剤を塗布というか、スプレーでかけるのですけれども、効果の期間としては、おおむね5年という薬剤を使うことを予定しております。

あと体育施設のサーマルカメラですけれども、湯田と沢内の各トレセンと志賀来ドームの3か所を予定しております。

議長 刈田敏君。

1番 おはようございます。関連質問になると思いますけれども、今福祉施設等で大変な状況になっているということで、今回の電力・ガス・食料品等の価格高騰による補助というのは、大変有意義だと思うのですけれども、それ以外の部分に、人件費等を含めた中、何かそういう点では、町として現在何か対策等を考えているのであれば、その点をお聞きしたいと思います。

議長 副町長。

副町長 お答えしたいと思います。

今回提案している部分以外といいますか、今

回提案している中にも福祉施設等で感染予防対策として、町が備蓄して提供するというような部分もまず盛り込ませていただいています。あと今後この状況を踏まえながら、町内の状況を踏まえながら、必要に応じてまた対応していきたいというふうには考えております。現在としては、今の高騰部分、そして各種感染対策の備蓄等をしながら、提供していける体制をまずつくっていききたいというふうに考えて提案させていただいたところでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 やっぱりコロナ対策のための補正ですので、その辺は十分これから考えていただけるということなので、進めていただきたいと思いますし、あと備蓄についてはどのようなものなのか、その点を1点お伺いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。刈田議員さんからご質問がありました感染症対策費の備蓄品についてお答えをしたいと思います。

各施設のほうに、まず今回感染症対策としてちょっと必要な物品等について調査というか、照会をさせていただきまして、お答えいただいた内容から、町として購入して備蓄していただくということで考えているものになりますが、今のところは抗原検査キット、それからあとフェースシールド、キャップ、それから手袋と、あとガウンになりますし、あと配食サービス関係につきましては、使い捨ての容器等を今現在考えているところになります。

議長 高橋和子君。

4 番 ちょっと関連しますけれども、非常に町内でも蔓延してきておりまして、本当にご苦労さまです。今現状は、どういう見通しなのか、高齢者施設が大変だということですが、そこからまた町民にも拡大していくような感じなのか。感染力は強いようですが、重症化についてはそれほどでもないような話も聞きますが、どのよ

うな保健所のご指導を受けたりして、見通しはどのように持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町内の感染状況につきましては、先ほど行政報告の中でもさせていただいたところですが、まず高齢者施設のほうでクラスターが発生をしております。利用者さんの約半数を超えるような状況で今感染しておりますが、まず利用者さんの感染を食い止めるようにということで、保健所のご指導をいただきながら、またそれから医療機関の先生方との連携をしながら、今ゾーニング等をしていながら、感染対策を講じていただいているところになります。

職員の方についても、感染した方もいらっしゃるということで、家族内感染も数件見られているような状況になります。それ以外についても、社会活動、盛んになってきておりますので、感染経路不明な方々の感染が見受けられるというような状況になっております。

今後保健所等のご指導等をいただきながら、まずこの感染を何とか少しずつ抑えていきたいというところで、そういうような状況になっております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4 番 これから、もしかして学校やら保育所とかのあれで学級閉鎖とか休校とか、そういった感じになるような動きにはなっているでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 小中学校の状況、あと保育所の状況ですけれども、現状とすれば、学級閉鎖とか、閉鎖になるところまでには至っておりません。まず、状況を見ながら、小中学校、保育所と連携を取りながら、対応してまいりたいと思います。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 令和4年度西和賀町一般会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第4、議案第2号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 損害賠償の額を定めることについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

1、相手方、西和賀町沢内字太田1地割9番地9。西和賀土地改良区理事長、高橋昭貴。

2、事故の概要、令和4年3月25日午後3時頃、西和賀町沢内字太田12地割地内において、建設課所管の除雪車が除雪作業中、取付道路にストックしていた雪を排雪しようと前進したところ、誤って西和賀土地改良区所有のパイプラインに衝突し、損傷を与えたものであります。

3、損害賠償額、172万7,000円とするものです。

なお、損害賠償額については、その全額を保険金により支払うものであります。

以上で提案理由と内容についての説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 損害賠償の額についての議決ということですが、少し関連する質問となるかもしれませんが、行政報告でも除雪中の事故についての報告がありましたが、今回改良区のパイプラインに傷をつけたということのようですが、その賠償金額は保険金ということで支払われるかというふうに思いますが、こういう事故に際して、例えばその職員に対しては、どういう対応を取られているのか。例えば口頭注意ということなのか、紙面による注意なのか、何かその罰則というか、始末書等を書いているのか、そういったことについては、今回特に損害賠償の額を定めるということで上程がありましたので、この件に関しては、どのような一連の対応を取っているのか、その点について、まずお伺いしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 私のほうから、事故の対応についてということでお答えいたします。

まず、職員に対しては、事故を起こした際には、担当、所管する課長に報告するとともに、保険の担当をしております総務課のほうに報告をすぐいただくようにということで、その部分について徹底しておりますし、あと事故報告書なるものを総務課に提出していただいております。

その報告を受けた後のことになりますけれども、担当課長のほうから口頭での注意、事故状況の確認を行った上での口頭での注意というふうな対応をしております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 今の説明ですと、事故報告をされて、口頭での注意ということのようですが、今までも、もちろん除雪作業等については苛酷な作業ですので、非常に大変だということは私も感じているところではありますが、こういった事故がなるべく保険金を使おうが、使わなくても、起きな

いほうがいいということだと思います。特に町は、公共事業の発注者であり、その請負業者に関しては、事故防止の徹底等を指導している立場でもありますので、自分たちの作業の中でこういう事故があるということは、やはりもう少し力を入れて、その事故対策をしていかなければならないのではないかなというふうに、私は個人的にそういうふうに思いますが、その点は、口頭注意をしながらも、毎年毎年そういう事故が起きるということですので、何か踏み込んで、少し今まで以上に注意喚起、あるいはそういったことを力を入れていくということをしていかなければならないと思いますが、その点についてどのようにお考えですか。

議長 総務課長。

総務課長 公用車等による事故は、当然あってはならないということで、そういう部分につきましては、改めて職員に対して注意喚起、交通法令等関係法令の遵守並びに安全確認の徹底など、基本に沿った形で交通事故防止のための周知を図っていきたいと思っておりますし、まずあと除雪作業に関しては、非常に早朝とか、休みもない状態で勤務していただいているという部分もありますけれども、まず冬、降雪前に除雪する部分の確認等を行っていただいておりますし、あと班長会議等小まめに開いておりますので、そちらでの注意喚起等も含め対応してまいりたいと考えております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 損害賠償の額を定めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の議事を終了しました。

これをもって第22回西和賀町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前10時44分 閉 会